

チアプロサポーター会員 会則

このチアプロサポーター会員会則(以下、「本会則」という)は、一般社団法人チアドリームプロジェクト(以下「チアプロ」という)が運営する「チアプロサポーター」(以下「本会」という)に申込みにあたり、関連する事項を定めたものとし、会員は本会則を承認の上、これを遵守するものとする。

第1条 (目的)

本会会員は、チアプロの「チアダンスで人と地域を元気にする活動や事業運営」を支援していくことを目的とする。

第2条 (入会)

1. 本会へ入会を希望する者は、チアプロ所定の方法により、本会に入会を申込みものとする。
チアプロは当該入会申込者の申込書類及び第4条に定める年会費の支払いを確認した後、当該入会申込者を会員として登録し、入会手続き完了とする。ただし、未成年者である場合は事前に保護者の同意を得るものとする。
2. 入会申込者が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会できないものとする。
 - (1) 入会申込時の記載事項に虚偽がある場合
 - (2) 入会申込が、営利又はその準備を目的としているとチアプロが認める場合
 - (3) 暴力団、暴力団構成員その他の反社会的勢力またはこれらの者と密接な関係を有する者であると判断される場合
 - (4) 入会申込者の住所が日本国外である場合
 - (5) その他、会員として不適切であるとチアプロが認める場合
3. 会員は、入会申込の時点で、本会則の内容に合意しているものとする。

第3条 (会員資格の取消)

1. 会員が前条第2項で列举される事項のいずれかに該当していることが判明した場合及び本会則に違反した場合、チアプロは当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。
2. 前項に定めるほか、会員において、特典の不正取得・不正利用、虚偽の通知、第9条に定める禁止行為、又は、その他チアプロとの信頼関係を著しく損なう行為等を行った場合には、チアプロは当該会員の会員資格を取り消すことができるものとする。

第4条 (会員のコース・年会費・特典)

1. 会員のコース、年会費及び特典は次の各号の通りとする。
 - (1)年会費 10,000円コース
特典：公演・イベント情報の配信、会員証の発行
チアプロ主催公演の開場10分前に入場

(2)年会費 30,000円コース

特典：公演・イベント情報の配信、会員証の発行、
チアプロ主催公演の招待券（年1回）、チアプロ主催公演の開場10分前に入場、
チアプロホームページで氏名または法人名の掲載

(3)年会費 50,000円コース

特典：公演・イベント情報の配信、会員証の発行、
チアプロ主催公演の招待券（年1回）、チアプロ主催公演の開場10分前に入場、
チアプロホームページ及び公演プログラムで氏名掲載(個人会員)またはバナー
掲載(法人会員)

(4)年会費 100,000円コース

特典：公演・イベント情報の配信、会員証の発行、
チアプロ主催公演の招待券（年1回）、チアプロ主催公演の開場10分前に入場、
チアプロホームページ及び公演プログラムで氏名掲載(個人会員)またはバナー
掲載(法人会員)

2. 会員が年度の途中から入会した場合においても、年会費に変更はないものとする。
3. チアプロに支払われた年会費は、年度途中の退会、会員資格の取消しを含む、その理由の如何に関わらず、返還しないものとする。
4. チアプロは、事前に会員に通知することなく、特典内容を変更することができるものとする。

第5条（会員証）

1. チアプロは、入会手続完了後、初回入会時のみ会員証を発行する。
2. 会員証の発行は、原則入会時の一度のみ、再発行は一度のみ受け付ける。
3. 会員は会員証の紛失、盗難その他の理由により再発行を希望する場合は、チアプロが別途定める手続きに従うものとする。

第6条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。
2. 会員は、チアプロの定める更新手続きを行うことにより、会員資格を1年単位で更新することができるものとする。

第7条（譲渡等の禁止）

会員は、本会則に基づく会員としての地位又は権利を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員の会員資格は、第7条に定める会員資格の有効期間満了のほか、以下の事由のいずれかに該当する場合、資格を喪失するものとする。

- (1) チアプロ所定の手続きを行い、本会を退会した場合
 - (2) 第3条に従い、チアプロが会員の会員資格を取り消した場合
 - (3) 会員が死亡したことをチアプロに通知した場合
2. 前項に従い会員資格が終了した場合、当該会員は会員としての地位及び権利を全て失うものとする。

第9条（禁止事項）

会員は、本会の利用に関連して、次の行為を行わないものとする。

- (1) チアプロ又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為
- (3) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (4) チアプロ又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) チアプロ又は第三者に不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (6) 本会の運営を妨げる行為
- (7) 前各号の他、本会則、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそのおそれがある行為
- (8) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第10条（本会の運営）

チアプロは、本会の運営に関わる業務を第三者(チアプロが適当と認める者)に委託できるものとする。

第11条（個人情報の取り扱い）

チアプロは、法令上の根拠に基づき開示する場合を除き、会員登録した際の個人情報を本会運営に必要な範囲においてのみ利用するものとする。

第12条（本会則の変更）

1. チアプロは、本会則の内容を、会員の下承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとする。
2. 本会則の変更に関する告知は、チアプロが別途定める場合を除き、チアプロホームページでの公表をもって行い、チアプロホームページ上に掲示された時点から、変更後の内容がその効力を生ずるものとする。

附則

2022年1月1日 施行

2023年4月1日 改定